

綾瀬市教育委員会会議録

令和7年5月定例会

令和7年5月27日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	長	袴 田 豪	君
教 育 長 職 務 代 理 者		田 中 恵 吾	君
委 員		亀 ヶ 谷 由 美 子	君
委 員		齊 藤 隆 訓	君
委 員		林 紀 美 子	君

事 務 局 職 員

教 育 部 長	大 矢 博 之	君
教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎	君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司	君
学 校 給 食 セン タ 一 所 長	比 留 川 晋 一	君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	春 木 純 子	君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	渡 邊 倫 康	君

書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	関 洋 平
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 任 主 事	野 尻 裕 一

令和7年綾瀬市教育委員会会議5月定例会議事日程

令和7年5月27日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第12号議案	綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について
日程第3	第13号議案	綾瀬市学校給食検討委員会委員の辞職及び委嘱について
日程第4	第14号議案	綾瀬市立学校教科用図書採択方針について
日程第5	第15号議案	臨時代理の承認について（動産の取得について（案））
日程第6	第16号議案	臨時代理の承認について（令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申し出者がございますが、定員を超えておりませんので、申し出のとおり傍聴を許可いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、齊藤委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第5 第15号議案 臨時代理の承認について（動産の取得について（案））」及び「日程第6 第16号議案 臨時代理の承認について（令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」は、綾瀬市議会6月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本2件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第15号議案及び第16号議案は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第12号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について」、「日程第3 第13号議案 綾瀬市学校給食検討委員会委員の辞職及び委嘱について」、以上の2件は、いずれも教育部で所管する附属機関の委員の委嘱に関連しますので、一括して議題といたします。それでは、本2件に関し説明を求めます。

なお、説明は一括して行いますが、質疑・討論及び採決につきましては、個別で行います。

それでは、教育部長お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第12号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について」及び「第13号議案 綾瀬市学校給食検討委員会委員の辞職及び委嘱について」、一括して御説明いたします。

議案書の3ページを御覧下さい。

「綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について」でございます。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、今年度の人事異動による辞職に伴い新たな委員を委嘱いたしましたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

奨学生選考委員会は、奨学生の給付を受ける資格があるかどうかを審議していただく機関で、綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は10人以内、任期は2年と定められております。

委員につきましては、民生委員、小学校長の代表、中学校長の代表、学識経験を有する者から選出することとなっております。

現在の委員は、昨年6月から2年の任期で委嘱をしておりましたが、今年度の人事異動により、委員2名の辞職と、辞職に伴う新たな委員の委嘱を行うものでございます。

4ページを御覧下さい。

辞職の1番、綾瀬高等学校、齊藤副校長につきましては人事異動に伴い辞職するため、委嘱の1番、綾瀬高等学校、中村副校長を後任として、新たに委嘱するものでございます。

次に、辞職の2番、城山中学校、井手教諭につきましては、中学校長代表の熊本校長が城山中学校に異動されたため、委員の選出元の中学校が重複しないよう、委嘱の2番、綾北中学校、森田教諭を後任として、新たに委嘱するものです。

新たな2名の委員の任期につきましては、前任者の残任期間となる令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間でございます。

また、議案資料の2ページには、令和7年6月現在の委員名簿を掲載してございますので、参

考にしていただければと思います。

次に、5ページを御覧ください。

「綾瀬市学校給食検討委員会委員の辞職及び委嘱について」でございます。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、委員の人事異動等に伴い、辞職の承認及び新たな委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

学校給食検討委員会につきましては、学校給食の年間事業計画や給食物資の購入、給食費に關することなど、学校給食に関する事項について、調査審議いただく附属機関でございます。

綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は16人以内で、任期は2年と定められております。

委員につきましては、小・中学校の校長、保護者の代表並びに小・中学校校長会・教頭会連合会会長を含め選出した16名の方々を委嘱しております。

現在の委員は、令和6年6月から2年の任期で委嘱しておりますが、学校長の定年退職や人事異動、PTA会長の改選に伴い、7名の辞職の承認と、辞職に伴う新たな委員の委嘱を行うものでございます。

任期につきましては、前任の残任期間の令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間でございます。

また、議案資料の3ページには、令和7年6月1日現在の委員名簿を掲載してございます。

以上で、第12号議案及び第13号議案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第12号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第12号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第13号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第13号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第14号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、この件を議題いたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第14号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、小・中学校及び小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の選定を円滑に行うため、「綾瀬市立学校教科用図書採択方針」を定めたく、提案するものでございます。

小・中学校で使用する教科書は、通常4年間同じものを使うことが法律で定められております。

まず、昨年度の採択では、小学校の教科書は、令和7年度に使用する新たな図書の検定申請がなかったため、令和5年に採択した教科書と同一の教科書を採択いたしました。

中学校の教科書の採択替え年度であった昨年度は、教科書採択の適切な採択事務処理に則り、令和7年度から使用する教科書を採択いたしました。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科書は、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じ、指定された教科書以外のものを教科書として使用することが認められているため、毎年度、新たに採択しております。

したがいまして、本年度は、令和8年度に使用する教科書を採択するため、本日、採択に当たっての「採択方針」を決定していただくものでございます。

それでは、議案書の8ページを御覧ください。

教科用図書の採択方針につきましては、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を基本とし、次の4点を方針としております。

第1に、「公明適正を期し採択する」でございます。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公明かつ適正な採択を行います。

第2に、「本市の学校、児童・生徒及び地域の特性を考慮して採択する」でございます。

採択に当たっては、本市及び各学校の地域的な特性や生徒・保護者の状況を踏まえ、採択を行います。

第3に、「教科用図書に関する研究調査の結果等を活用して採択する。」でございます。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」等を踏まえて採択するものです。

第4は、採択する教科用図書でございます。

- (1) にありますとおり、小学校の教科書は、令和5年度採択と同一のものを採択します。
- (2) にありますとおり、中学校の教科書は、令和6年度採択と同一のものを採択します。
- (3) にありますとおり、小・中学校の特別支援学級の教科書に当たっては、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択します。

なお、最終的には、7月22日の教育委員会会議で採択をしていただくことになっております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第14号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

採択方針に異論があるわけではなくて、質問になりますが、小学校用は令和5年に採択されて、中学校も昨年採択されたのですが、実際に変わって、先生たちの意見を吸い上げる仕組みというのがあるのかどうか、まず聞きたいです。

もし仕組みがないようでしたら今後、特に採択替えのあった教科などについて、先生の意見を聞ける仕組みを作っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

今の御質問に対する回答でございますが、今現在、教員から吸い上げる仕組みはございません。

しかしながら、採択替えの際には各学校の教員の意見を集約しており、またはそれをもとに調査員が研究調査をしているため、そこに反映されているものと考えます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

もし可能であれば、4年後にそれを知るのではなく、どこかで一回、中間で聞けるような機会を検討していただけだとありがたいです。

実際に自分たちも教科書を読み込んで選んでいますが、実際に使うのは先生たちなので、先生たちのためになっているのかどうか、教育委員の、自分たちの考えが違っていたのかもしれないとか、そういうところの意見を聞いてみたいと思っています。

○教育長（袴田毅君）

確認ですが、採択替えになった教科書だけではなくて、全ての教科書ということですか。

○委員（齊藤隆訓君）

簡単なアンケートでもいいと思います。前の教科書と比較して使いやすくなっているとか。

10点満点で点数を付けるようなアンケートでも、何百人と先生がいるので傾向が出ます。次の採択で直前に先生方の評価を知るのではなく、傾向を踏まえておくと教科書の読み込みの方向も変わってきます。

○教育長（袴田毅君）

どちらかというと教科書会社を変えた教科に限るということですね。

○委員（齊藤隆訓君）

可能であれば全体ですが、やはり1番は出版社が変わったところが知りたいです。

○教育長（袴田毅君）

わかりました。では要望ということで、よろしくお願いします。

他はいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

私も要望になりますが、昨年は中学校の教科書採択があって、中学の社会科の中に公民や歴史などの重要な科目がたくさんありまして、私たち教育委員4名で見本本が1冊なのです。

4人で1冊というのは、特に社会科は厳しいと感じましたので、教科書の配付冊数は決まっていいるとは思いますが、できることならせめて社会、欲を言えば国語の2教科くらいは、2冊いただけだととても助かります。

また、採択検討委員会の方たちとの協議から、教育委員会会議まで1週間しかないです。

前回も意見としてお伝えしたのですが、例えば、採択検討委員会と自分が選んだ教科書が違っていた場合、最終的には現場で使う先生のご意見を優先したいという思いがありますので、そちらになるべく自分の気持ちを刷り合わせるように努力しますが、1週間だと時間が足りないと毎回思いますので、検討委員会のスケジュールも大変だとお聞きしているので言いにくいのですが、そこがもう2、3日延びてくれたらもっと自分で考える時間が生まれますので、もしできることならもう少しその間の時間を何日か延ばしてもらえたうことで、あくまでも要望なので、できればお願ひしたいということで、お聞き願えればと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（袴田毅君）

要望ということですね。

この見本の冊数というのは、市が希望して増やすことはできるのですか。

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

基本的には出来ないと考えております。

○教育長（袴田毅君）

配られた冊数でやり繰りするしかないということですね。わかりました。

日程については毎年いただいている要望ですのでぜひ検討をお願いします。

他はいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

一般の方が採択された教科用図書を見たい場合、綾瀬の近辺ではどこで見ることができますか。

○教育長（袴田毅君）

今、採択されている教科書ですね。

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

採択された本につきましては、ここの綾瀬市役所教育委員会内、教育研究所と教育指導課、そして市立図書館でも確認することができます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

市立図書館も置かれているわけですね。

県央教育事務所内にある教科書センターや善行にある総合教育センターでも見られるようになつていきましたが、今はどうなつてゐるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

県央教育事務所にはあると思ひますが、総合教育センターの方はわかりません。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

わかりました。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第14号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よつて、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

ここで暫時休憩といたします。

会議の冒頭にお諮りしましたとおり、これより非公開審議に入りますので、傍聴者におかれましては、ご退席いただきますようお願いいたします。

（傍聴者の退席）

○教育長（袴田毅君）

それでは会議を再開いたします。

「日程第5 第15号議案 臨時代理の承認について（動産の取得について（案））」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第15号議案 臨時代理の承認について」、御説明いたします。

秘密会議案書の2ページを御覧ください。

これは、綾瀬市議会6月定例会に上程する、教育委員会にかかる動産の取得に関する議案について、綾瀬市長より教育委員会へ意見を求められましたが、緊急を要したため、教育長が事務を代理し、処理をいたしましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回、綾瀬市長より意見聴取のありました議案は、中段にございますとおり、学校給食センターに設置するガス式連続焼物機の動産の取得にかかる議案となります。

当該物件は、学校給食センターに現在設置しているガス式連続焼物機が、購入から約20年が経過しており、機器自体の老朽化が進んでまいりましたことから、最新の機器に更新するものでございます。

市議会の議案書につきましては4ページ、取得する動産の概要につきましては5ページ・6ページに記載のとおりでございます。

次に、7ページを御覧ください。

仮契約後の令和7年5月16日付で、綾瀬市長より意見聴取がございましたが、市議会6月定例会に上程する議案であり、緊急を要しましたことから、教育長の臨時代理により、秘密会議案書の3ページに記載のとおり、5月19日付で、原案のとおり同意する旨、市長へ回答しております。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第15号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

本来であれば、予算を取って買えばいいと思いますが、このように出てくるということは、壊れたとかそういうことがあるのでしょうか、その現状を教えていただけたとありがたいなと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

給食センターで使う調理機に関しては日々、生徒・児童へ確実に給食を届けるための機器となっております。

今回更新する機器は平成17年3月に購入いたしまして、メーカーの耐用年数は10年、メーカー保証としては1年。適切に維持管理していけば20年程度は使えるというものでございます。

今年度、20年を迎えるに当たって、今後の給食に影響がないように、老朽化も進んでおりますことから、壊れる前に計画的に購入することで、昨年、7年度予算を計上するような手筈を組んで、今回議案に上程する次第でございます。

壊れてはいないのですが、壊れる前に更新するというものになっております。

○委員（齊藤隆訓君）

緊急を要したからここに出てきていると認識していたのですが、これが通常の流れなのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

動産を取得するに当たって、設計金額が2,000万を超えるものに関しては、議会の承認がなければ正式に契約することが出来ないという議会との取決めがございますので、議会に議案を上程するに当たって、その前段で教育委員会会議に付議しているものになります。

これは令和7年度の当初予算に計上しており、契約を締結するに当たって、議会の承認を得るという手続きを踏むものです。

○委員（齊藤隆訓君）

緊急を要しという説明があったので緊急事態であると解釈したのですが、そういうわけではないのですね。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

例えば消防車、救急車などを購入する際も同じような手順で行っており、ルールの中で、執行上必要な手続になります。

○委員（齊藤隆訓君）

3月議会の予算とは別ということですね。

○教育長（袴田毅君）

教育部長。

○教育部長（大矢博之君）

綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というものがございま

して、2,000万円以上の動産を取得する場合には、議会の承認が必要という規定がありますので、ここで議会の承認を得て、その後に正式な契約となるという形になります。

予算の執行については、通常どおりの令和7年度の執行となります。

○教育長（袴田毅君）

7年度の当初予算には入っているのですね。

○教育部長（大矢博之君）

はい。ただ契約行為については議会の承認が必要な案件になります。

○委員（齊藤隆訓君）

何か問題が起きたため緊急を要してこの議案が出てきたのかと。流れがわかりました。ありがとうございます。

○教育部長（大矢博之君）

なかなか年間を通して多いものではないのですが、先ほど話があった消防車や、例えば教育委員会ですと指導用図書も2,000万以上を超えてきますので、こういった形で議会の承認が必要になります。

昨年度は、ドリームプレイウッズについても議会の承認が必要だということで教育委員の皆さんにお諮りをさせていただいた経過がございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

昨年度フライヤーを更新したときに、更新するメリットについてとても細かくお聞きすることができたのですが、今回のガス式連続焼物機については、最新型と書いてありますが、現在のものと比較して良くなつたところや使い方の流れについて簡単に説明していただければ助かります。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

フライヤーを更新するときは、現場での調整や裏返しの手間が省ける、火の通りがよくなるとか、からつと揚がるというメリットがあり、挟み込んで油の中をくぐらせるという形式の機種に変更した経過がございます。

焼物機に関しては、基本的に上から高温の熱気や蒸気を当てて調理をするような、そういった基本的な構造というのはどこのメーカーも大きく変わりはなくて、今回購入するものに関しても

後継機を買うのですが、基本的な性能の差は、カタログ値上は全くありません。ただ経年劣化によって、家庭用のガスなどもそうですが、出が悪くなるとか、設定温度に到達するのに時間がかかるってしまう、調理行程上も想定したものと違う仕上がりになってしまふなど、何回か現場で試し焼きをして調整をしているのですが、それは経年劣化に伴う性能の低下によるもので、今回は後継機として出ているものを買うのですが、機能上のカタログ値は一緒になります。

現場で今の機種を20年使っていましたので、非常に操作性もよく、大きなトラブルもないというその信用性から、今回は今使っているものの後継機を買うということで機種選定に至った経緯がございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

20年経っても能力は変わらないのですか。前回のものと。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

もともと性能の良い機種ではあったようで、ノズルの形状とかは多少変わっていると思いますが、カタログ上は全く同じ数値です。

○教育長（袴田毅君）

前回は議決が必要な金額ではなかったですからね。今回は値段がかなり高くなっているので、性能もよくなっていると思ったのですが、そうではないですね。

いろいろな質問が議会でも出ると思うので。わかりました。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

このガス式連続焼物機というのは動産という扱いですよね。自分のイメージでは、そこに固定して置いているので、不動産とも捉えられるのですが、その動産と不動産の違いを教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

土地や建物などの不動産以外の全ての財産を動産としています。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

不動産とは具体的にどういうものですか。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

土地と、それに定着する建物が不動産でございます。

○教育長（袴田毅君）

土地にくつついているってことですね。

他はいかがでしょうか。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第15号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第16号議案 臨時代理の承認について（令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは「第16号議案 臨時代理の承認について」、説明いたします。

秘密会議案書の8ページを御覧ください。

下段に記載のございますとおり、令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算について、緊急を要したため、教育長が事務を代理し、5月19日に、補正予算の市議会6月定例会への上程の依頼を、綾瀬市長へ意見を申し入れましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により、ご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

補正予算の内容でございますが、（仮称）総合教育支援センター開設に向け、賃貸借契約を締結した市内の貸店舗において、具体的にどのように支援を機能させていくかを定めた基本計画を令和6年度末に策定したところでございます。

業務の整理等を実施する中で、既存施設ではスペースが不足することから、敷地内にユニットハウスを設置することとし、同センターの早期開設を実現するため、ユニットハウスの賃貸借に係る経費について補正を行うものでございます。

9ページを御覧ください。

「第1表 債務負担行為補正」でございます。

今回補正を行いますのは、（仮称）総合教育支援センターに設置するユニットハウスの賃借に係る経費について、今年度中に来年度以降にもまたがる契約行為等を行えるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和8年度から12年度まで、限度額は8,881万6千円でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

こちらは、債務負担行為についての調書でございます。

（仮称）総合教育支援センターユニットハウス賃借料として令和8年度から12年度までの間の支出額として8,881万6千円を示すとともに、その財源が全て一般財源であることを示すものとなります。

最後に、13ページを御覧ください。

同センターの早期整備にあたり、迅速な補正措置が必要となったため、教育長の臨時代理により、5月19日付で、補正予算の市議会6月定例会への上程を市長へ依頼しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第16号議案に関して、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

この賃借料は5年間の金額ですよね。総合教育支援センターについては、5年で終わるというものではないと理解していますので、この5年が過ぎた後のことについて教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

田中職務代理者のおっしゃるとおり、5年で終わるということではなく、総合教育支援センターについては、少なくとも10年は、しっかりとあの場でやっていこうと考えてございます。

リース会社と話をしていく中で、リース期間を5年間とした場合、残りの5年間の部分を再リースした場合と、無償譲渡という形でどちらが安いか検討したところ、結果としては無償譲渡したほうが安いということになり、5年リースの後は無償譲渡という方向で現在のところは考えてございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

これまでご提案いただいた総合教育支援センター構想、賛成の立場から議論に参加してきました。そのとの方向性についても今、お考えがしっかりといただけましたので、より良いものを作っていただきたいという期待を込めてお伺いをしました。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

無償譲渡ということで費用はかかりずそのままいただけるということですか。

ユニットハウスなので、例えば10年間後、他の場所に移転することになった場合、ユニットハウスなので、10年使った後でまだ使えるのでしょうか。耐用年数はどのくらいですか。

もし使えるならば、土地が変わったらその新しい土地にばらして持って行って使えるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

建物の耐用年数については、今手元に資料がありませんので、今何年と明確にお答えすることは出来ないのですが、基本的には、軽量鉄骨造の建物になりますので、単純に、あの場所で使うという点では、10年以上、使用に十分耐えうるものだと思っております。

ただあの場所については、今までの教育委員会会議の中でも御説明をさせていただいたとおり、賃貸借物件になりますので、10年後そのまま建て続けられるかどうかというところは、賃貸借物件という状況もあるので、はっきりしたことは申し上げられない状態です。

あと10年後、総合教育支援センターとして、例えばもっと大きな建物が必要だということであれば当然また別のところを検討するというようなところもございます。

なので、今の段階では、まず10年間あの場所に設置するという方向で考えております。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第16号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議 5月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 21 分 閉会